明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

租税特別措置法施行令			
第二十六条の十第三項	所得税と	同条第三項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二項	所得税及び復興特別所得税と
	同条第三項		
	所得税の額		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額
第二十六条の十第一項	所得税と		所得税及び復興特別所得税と
	控除する所得税の額		控除する所得税及び復興特別所得税の額
	当該所得税の額		当該所得税及び復興特別所得税の額
	所得税の税率を乗じて計算した金額	所得税の税率を乗じて計算した金額及びその計算した金額に特別措置法第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税の税率を乗じて計算した金額の合計額	
	その所得税の額	その所得税及び復興特別所得税の額	
	次条第一項	次条第一項及び特別措置法第二十八条第三項（第二号に係る部分に限る。）	
	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令	
第二十六条の十第二項	徴収された所得税の額	徴収された所得税の額及び特別措置法第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税の額	
	同条第四項	法第四十一条の十二第四項	
	、同法	、特別措置法第三十三条第二項の規定によりみなして適用する法人税法	
第三条第九項	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が	
	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令	
	金額から	金額から復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される	
	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令	

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等に関する経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百五十五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第二項に規定する政令で定める配当等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百六十一条第五号イ及びロに掲げる配当等で、その者の法人税法第百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて同法第二条第一号に規定する国内において行う事業に帰せられるもの以外のものとする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十一号

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四十五条第二項第五号、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条第二項第四号及び第六十三条第十六項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ中「三年」を「二年」に改め、同条第八項を削る。

第四条第二項中「（法第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。）」を削る。

第五条第三項中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

第六条第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の六第五項」を加え、「（同条第三項の規定を法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「法人税法施行令第百四十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「第百五十五条の三十」を「第百五十五条の二十九」に改め、同条第三項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、「（同条第三項の規定を法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「法人税法施行令第百五十五条の二十八第一項」を「同条第一項」に改める。

第七条第四項中「平成二十三年改正法附則第七十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第三項の規定並びに」を削る。